

# 帝京短期大学通信教育課程規則

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、本学の行う通信による教育の特殊性に鑑み、通信教育課程の組織及び運営について必要な基準を定めることを目的とする。

## 第2章 組織

(教育研究上の基本組織)

第2条 こども教育学科に通信教育課程を置く。

## 第3章 修業年限及び学年

(修業年限・在学期間)

第3条 修業年限は、3年とする。

2 在学期間は、8年を超えることは出来ない。ただし、2年次編入学の学生については7年を超えることはできない。

(学年)

第4条 学年は、毎年4月1日及び10月1日に始まり、4月1日に始まる学年に入学する者は、前期入学生と称し、当該学年は次の年の3月31日に終わる。10月1日に始まる学年に入学する者は、後期入学生と称し、当該学年は次の年の9月30日に終わる。ただし、事情によって多少異なる場合がある。

## 第4章 入学・退学・転学・留学・休学及び除籍

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、毎年4月1日及び10月1日とする。

(入学の資格)

第6条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程により12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程により大学入学資格検定に合格した者を含む）

七 その他、本学において、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

八 本学通信課程の特修生として所定の単位を修得した者

（入学の出願）

第7条 前条の資格がある者で本学に入学を志望する者は、本学所定の入学願書に選考料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

（入学者の選考）

第8条 入学志願者については、選考のうえ入学を許可する。

（入学手続）

第9条 入学を許可された者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、入学手続を完了しなければならない。

（編入学）

第10条 通信教育課程2年次に編入学できる者は各号の一に該当するものとする。

一 高等専門学校を修了した者

二 専修学校専門課程を修了した者

三 高等学校専攻科を修了した者

（転入学）

第11条 通信教育課程2年次に転入学できる者は各号の一に該当するものとする。

一 他の大学又は短期大学を卒業した者

二 大学又は短期大学に1年以上在学し、30単位以上修得している者

（退学・他大学への転学）

第12条 学生が退学又は他の大学に転学しようとするときは、その事由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転学願を提出し、許可を受けなければならない。

2 一旦退学した者が再入学しようとする場合には事情によっては許可することがある。

（休学）

第13条 病気その他やむを得ない事由のため休学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え保証人連署の休学願を提出して許可を受けなければならない。

2 休学期間は1年以内とするがその実情によっては2年以内まで認めることがある。

ただし、在学年数に算入しない。

（除籍）

第14条 次の各号に一に該当する者は除籍とする。

一 第3条に定める在学年限を超えた者。

二 学費を所定の期日までに納入しなかった者。

三 長期にわたり音信不通の者。

四 在学中に死亡した者。

- 2 前項2に該当する者が復籍を願い出た場合、復籍することができる。詳細については別に定める。

## 第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第15条 卒業のために必要とする単位は、93単位以上とする。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第1に定めるところによる。

(履修方法)

第16条 学生は、前条により所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 授業科目は、これを3年次にわたり配当し、学習指導を行う。
- 3 学生は、毎年学年の初めに履修しようとする授業科目を選択し、所定の様式によって履修届を提出しなければならない。
- 4 学生は、印刷教材及びVTR教材による通信授業、面接授業及びその組み合わせによる授業で単位を修得しなければならない。

(面接授業)

第17条 卒業のために必要とする単位数93単位のうち、23単位以上は面接授業により修得するものとする。

- 2 面接授業は、本学または本学が指定する場所において実施し、実施時期についてはその都度これを指示する。

(通信授業)

第18条 通信授業は、本学が指定する教科書、学習指導書、VTR及び添削指導に基づいて実施する。

- 2 教科書、学習指導書、VTRその他の教材は、短大より配布あるいは購入する。
- 3 学生は、教科書、学習指導書、VTRの内容に関し質疑のある場合は、質問票により行わなければならない。
- 4 学生は、与えられた課題についてレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。

(卒業要件)

第19条 基礎教育科目について、必修・選択科目をあわせて9単位以上取得しなければならない。

- 2 専門科目について、必修・選択科目をあわせて50単位以上取得しなければならない。
- 3 以上必修・選択科目あわせて合計93単位以上を取得しなければならない。
- 4 教育上有益と認めるときは、本短期大学入学前に、短期大学または大学において修

得した単位、もしくは高等専門学校の特攻科における学修またはその他文部科学大臣が別に定める学修を、46単位を超えない範囲で認定することがある。

- 5 この他の要件については、短期大学設置基準に定めるところにより単位を認定することがある。
- 6 保育士の資格を得ようとする者は前各項の規定にかかわらず別に定める細則によらなければならない。

(教職課程)

第20条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学通信教育課程に教育職員免許状の所要資格を得させるための課程（以下、「教職課程」という。）を設け、所要の教科・教職に関する専門科目を置く。
- 3 本学通信教育課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は幼稚園教諭二種免許状とする。
- 4 教職課程について、必要な事項は別に定める。

## 第6章 試験及び単位認定

(試験)

第21条 科目修得試験は、筆答試験とし、所定の期日に所定の場所で実施する。ただし特別の事情がある時は、特別課題に対する論文等をもって科目修得試験に代えることができる。

- 2 科目修得試験を受けることのできる者は、通信授業科目にあつては、試験日ごとに定めてあるレポート提出締切日までに受験希望科目の構成単位数分のレポートが受け付けられ、うち1通は合格している者に限る。また、面接授業科目にあつては一定期間出席した者に限る。
- 3 成績は100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。
- 4 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPA (Grade Point Average) を用いる。
- 5 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Sにつき4.0、Aにつき3.0、Bにつき2.0、Cにつき1.0、Dにつき0.0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点に、その単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。
- 6 科目修得試験に合格した科目については、所定の単位を与える。ただし、通信授業科目については、レポートが不合格の場合は単位認定を保留とする。
- 7 科目修得試験の不合格者に対し、再試験を行うことがある。

## 第7章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第22条 3年以上在学し、所定の単位を修得した者には、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

2 卒業の認定は学年の終わりに行う。

(学位の授与)

第23条 本学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関する規程は、別に定める。

## 第8章 学生納付金

(学生納付金)

第24条 学生納付金及びその額は、次のとおりとする。

正科生 1年次入学生	2年次編入学生
選考料 10,000円	選考料 15,000円
入学金 30,000円	入学金 50,000円
授業料 110,000円	授業料 110,000円

2 学生納付金は、年額に相当する額を、前期生は4月1日から4月30日まで、後期生は10月1日から10月31日までに納入しなければならない。

ただし、新たに入学する者は、入学手続の際に納入することとする。

(既納の学生納付金)

第25条 既納の学生納付金は、事由のいかんにかかわらず、返還しない。

ただし、入学手続完了後入学を辞退し所定の期限までに納付金の返還を申請した場合は、入学金以外の納付金を返還する。

2 学費は学籍のある間は納入しなければならない。

なお、休学者については別に定める。

(面接授業料等)

第26条 面接授業、試験その他の手数料等に要する費用は別にこれを徴収する。

## 第9章 科目等履修生及び特修生

(科目等履修生)

第27条 通信教育課程において開講する授業科目の一部を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が授業科目について科目修得試験(レポート含む)を受け、これに合格したときは単位認定後、所定の単位の修得を認める。

3 科目等履修生について、この章に規定するもののほかは、本規則の他の各章の規定を準用する。

4 出願手続き、学生納付金及びその額は別に定める。

(特修生)

第 28 条 大学入学資格を持たないが、大学入学を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ特修生として入学を許可することがある。

2 特修生として授業科目の中から 16 単位以上修得した者は、選考のうえ本学通信教育課程の正科生 1 年入学の資格が得られることとする。ただし、特修生として、受講した科目の単位は正科生の卒業単位として認定する。

3 特修生について、この章に規定するもののほかは、本規則の他の各章の規定を準用する。

4 学生納付金及びその額は別に定める。

## 第 10 章 帝京短期大学学則の準用

(この規則に定めがない事項)

第 29 条 通信教育課程の組織・運営に関し、この規則に定めのない事項については、帝京短期大学学則を準用する。

(雑則)

第 30 条 この規則の改廃は、学長の意見を聞いて理事長が行う。

附 則 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 30 年度以前の入学者については従前の例とする。

## 別表1

## こども教育学科 こども教育専攻通信教育課程

区分		授業科目の名称	単位数		備 考
			必修	選択	
基礎 教育 科目	総合系	生活とモラル		2	○数字は面 接授業単位
		文章表現法		2	
		生活文化論		2	
		日本国憲法		2	
	情報系	情報基礎演習Ⅰ	①		
		情報基礎演習Ⅱ	①		
	外国語系	英語	2		
		英語コミュニケーション		②	
	体育系	体育理論	2		
		体育実技		①	
専門 教育 科目		保育原理	2		
		教育原理		2	
		こども家庭福祉	2		
		社会福祉		2	
		こども家庭支援論		2	
		社会的養護Ⅰ	2		
		社会的養護Ⅱ	①		
		保育者論	2		
		保育の心理学	2		
		こども家庭支援の心理学	2		
		こどもの理解と援助	①		
		こどもの保健		2	
		こどもの食と栄養		②	
		カリキュラム・マネジメント	2		
		保育内容総論	②		
		保育内容指導法（健康・環境）	②		
		保育内容指導法（人間関係・言葉）	②		
		保育内容指導法（表現）	②		
		乳児保育Ⅰ		2	
		乳児保育Ⅱ		①	
		インクルーシブ保育Ⅰ	②		
		インクルーシブ保育Ⅱ		2	
		こどもの健康と安全		①	
		子育て支援		①・1	
		こどもと健康	1		
		こどもと人間関係	1		
		こどもと環境	1		
		こどもと言葉	1		
		こどもと表現	②		
		こどもと音楽		②	
		こども演習		①・1	
		児童と文化Ⅰ		2	
		児童と文化Ⅱ		2	
		キャリアデザイン		2	
		保育実践演習		①・1	
		保育実習指導Ⅰ		②	
		保育実習指導Ⅱ・Ⅲ		①	
		保育実習Ⅰ（保育所）		②	
		保育実習Ⅰ（施設）		②	
		保育実習Ⅱ（保育所）		②	

区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
専門教育科目	保育実習Ⅲ（施設）		②	○数字は面接授業単位
	教育実習指導		①	
	教育実習Ⅰ		②	
	教育実習Ⅱ		②	
	教育行政学		2	
	教育の方法と技術		2	
	教育相談		2	
	教職実践演習（幼稚園）		②	
	学校保健Ⅰ		2	
	学校保健Ⅱ		2	
	看護学		2	
	基礎栄養学		2	
	音楽概論		2	

### 教職課程

区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
基礎教育科目	日本国憲法		2	○数字は面接授業単位
	情報基礎演習Ⅰ	①		
	情報基礎演習Ⅱ	①		
	英語コミュニケーション		②	
	体育理論	2		
	体育実技		①	
専門教育科目	こどもと健康	1		
	こどもと人間関係	1		
	こどもと環境	1		
	こどもと言葉	1		
	こどもと表現	②		
	保育内容指導法（健康・環境）	②		
	保育内容指導法（人間関係・言葉）	②		
	保育内容指導法（表現）	②		
	保育内容総論	②		
	教育原理		2	
	保育者論	2		
	教育行政学		2	
	保育の心理学	2		
	こどもの理解と援助	①		
	インクルーシブ保育Ⅰ	②		
	カリキュラム・マネジメント	2		
	教育の方法と技術		2	
	教育相談		2	
	教育実習指導		①	
	教育実習Ⅰ		②	
	教育実習Ⅱ		②	
教職実践演習（幼稚園）		②		
こども演習		①・1		